

【対象となる主な地区】※一部地域も含む。

- 恵比須浜（恵比須浜、田井）
- 山河内（白沢、打越、かんば、府内、西山、大越、明丸）
- 西河内（木谷野、馬木、原ヶ野、平戸、庄瀬、はりま、中村）
- 北河内（大戸、久望、北分）
- 赤松（耳瀬、新発谷、影野、原尻、栗作、日浦）
- 木岐（山座）

3. 利用出来るタクシー （有）海南タクシー、由岐タクシー

4. 助成の額 1回につき1,000円以上の料金を助成します。（助成券の交付枚数 月8枚）
【例】タクシー料金2,500円の場合 → 利用者負担1,000円 助成金額1,500円
※タクシー料金の額に関係なく1回の乗車につき支払う金額は1,000円です。

5. 利用方法 <登録申請> 役場窓口で申請書を記入し、申請いただきます。
本庁：総務企画課、由岐支所：住民室 ※代理の方でも申請は可能です。
<助成券交付> 申請後、内容確認し利用月までに助成券を交付します。（毎月）
<タクシー利用> 町内のタクシーを利用し、料金お支払いの時に助成券を運転手に渡し、1,000円をお支払いください。
※行き先は町内の病院、役場及び最寄り駅と帰りは自宅に限られます。

◆タクシー利用料金助成に関するお問い合わせ先 役場総務企画課 ☎77-3611

チャイルドシート貸出について



◇利用できる方 美波町内にお住まいの方

| 貸出しできる期間 | 対象年齢 | 貸与期間 |
|----------|-----------|----------------------|
| | 生後6ヶ月未満 | 出産予定日1ヶ月前～6ヶ月に達した日まで |
| | 6ヶ月以上6歳未満 | 2週間 |

◇事前に下記お問い合わせ先にご確認ください。その後、**印鑑、免許証**を持参して美波町社会福祉協議会（児童館）又は地域交流支援センターにお越しください。※申請書及び契約書が必要になります。

◇貸出までの流れ **予約** ⇒ **申請** ⇒ **契約** ⇒ **貸出** ⇒ **清掃** ⇒ **返却**
確認

◇申込・お問い合わせ先 児童館 ☎77-2111 地域交流支援センター ☎78-1792

チャイルドシート購入補助金

子どもを悲惨な交通事故から守り保護者の経済的負担を軽減する目的でチャイルドシートの購入に対し補助を行っています。補助を希望される方は、申請してください。

補助対象：町内に住所を有する満6歳未満の子どもがいる保護者

補助金額：購入金額の2分の1、上限1万円（子ども1人につき1回）

申請に必要なもの：申請書、チャイルドシートの領収書、記名した保証書又は取扱説明書、印鑑

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎77-3614・由岐支所住民室 ☎78-2211

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等の父又は母及び子（18歳到達後最初の3月31日まで）が、入院した場合に保健医療の自己負担分について助成を受けることができます。

助成を受けるには、申請が必要です。

※所得制限があり、一定額以上の方には助成されません。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 ☎77-3614・由岐支所住民室 ☎78-2211

